

【全国健康保険協会 千葉支部】

第 17 回 健康保険委員研修会

「傷病手当金」について

《 H29.9.8(金) 千葉市民会館 / H29.9.15(金) 松戸商工会議所 / H29.9.22(金) 成田商工会議所会館 》

傷病手当金制度

傷病手当金は、被保険者の生活を保障するために設けられた健康保険の制度で、被保険者の方が業務外の事由による病気やケガのために仕事を休み、会社から給与を受けられない場合に支給されます。

また、給与を受けている場合は、傷病手当金の日額と給与の日額で比較し、傷病手当金が上回った場合は、差額が支給されます。

支給条件

次の4つの条件を満たすことで支給されます。

①業務外の事由による病気や怪我

- 健康保険で診療を受けられない美容整形等は対象外です

②労務不能で仕事につけないこと

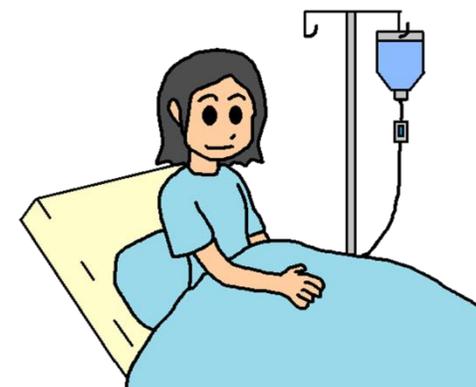
- 医師の意見をもとに判断されます

③4日以上仕事を休んでいること

- 待期期間を含みます

④給与を受けていないこと

- 傷病手当金の額より少ない時は、差額が支給されます



傷病手当金は、待期期間（3日間連続して休んでいること）を満たしたうえで、4日目の休みから支給されます。待期期間の考え方は、以下のとおりです。

例1 連続欠勤ver. 待期完成



連続した3日間
(待期期間完成)

傷病手当金支給

例2 飛び石欠勤ver. 待期未完成



※待期期間（連続した3日間の休み）が
完成していないため、**傷病手当金は不支給**

例3 待期後出勤ver. 待期完成



連続した3日間
(待期期間完成)

傷病手当金支給

例4 公休日を含めた待期ver. 待期完成



連続した3日間
(待期期間完成)

傷病手当金支給

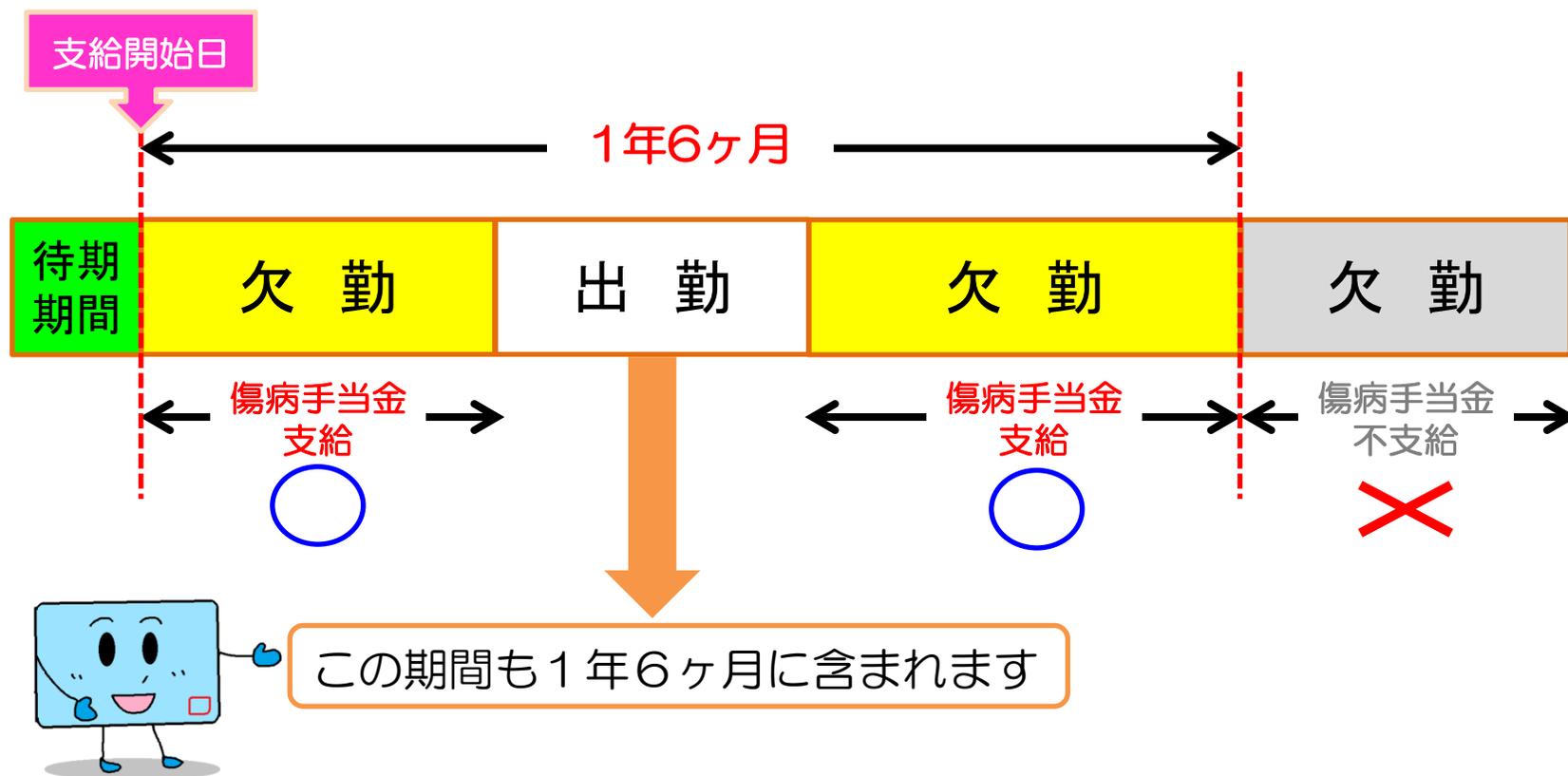
ポイント！

- 公休日（土日・祝日等）、有給日についても待期期間に含めることができます。
- 待期期間が完成したら、何日か出勤してからの支給も可能です。

傷病手当金が支給される期間

傷病手当金が支給されるのは、同一傷病について、支給開始日から**最長で1年6ヶ月間**です。
1年6ヶ月の期間中に傷病手当金の支給要件を満たした日についてのみ、支給されます。
したがって、傷病手当金の受給後に仕事に復帰し、その後再び同一傷病により欠勤することになっても、復帰していた期間は1年6ヶ月の期間に含まれることになります。

《イメージ図》



傷病手当金は支給調整（または支給停止）されることがあります。

傷病手当金が支給調整（支給停止）されるケース

要注意！



給与が受けられるとき

会社から給与の支払いがある場合は、給与の額と傷病手当金の額を比較し、その差額が支給されます。（給与額の方が多い場合は、傷病手当金は不支給となります）

障害厚生年金または障害手当金が受けられるとき

傷病手当金と同一の傷病により、障害厚生年金または障害手当金が受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の日額（障害厚生年金と障害基礎年金の合計額を360で割ったもの）が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

退職後の申請で、老齢退職年金が受けられるとき

退職等資格喪失後に傷病手当金の継続給付（※5ページ参照）を受けている方が、老齢厚生年金などの老齢退職年金を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の日額（老齢退職年金の額を360で割ったもの）が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。

労災保険から休業補償給付が受けられるとき

労災保険から休業補償給付を受けているときは、業務外の傷病で労務不能になったとしても傷病手当金は支給されません。ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。

出産手当金が受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。

下記の要件を全て満たしている場合は、退職後も引き続き傷病手当金を受給することができます。

- 1 退職日までに、1年以上継続して健康保険の被保険者であること。
※任意継続被保険者の期間、共済組合・国民健康保険の期間は上記の期間に含まれません
- 2 退職日の前日までに連続して3日以上休んだ期間があり（待期期間の完成）、かつ退職日も休んでいること。
- 3 在職中と同一の傷病により、退職後も引き続き労務不能状態が続いていること。
- 4 労務不能期間が継続していること（退職後は断続しての受給はできません）。

※退職日以降の申請期間に係る事業主証明は不要となります。

例) 7/25退職、申請期間7/1~7/31



7/1~25については事業主証明が必要
7/26以降は事業主証明は不要

「失業保険」と「傷病手当金」

失業保険は、働く能力や意思があるにもかかわらず、仕事に就くことができない場合に支給されるものです。言い換えれば、体は働けるほど元気だが、働く職場が見つからない方が受給の対象となります。これに対して、傷病手当金は病気・ケガにより働くことができない方に支給されるものです。したがって、失業保険を受けられる方は、傷病手当金の受給対象にはなりません。

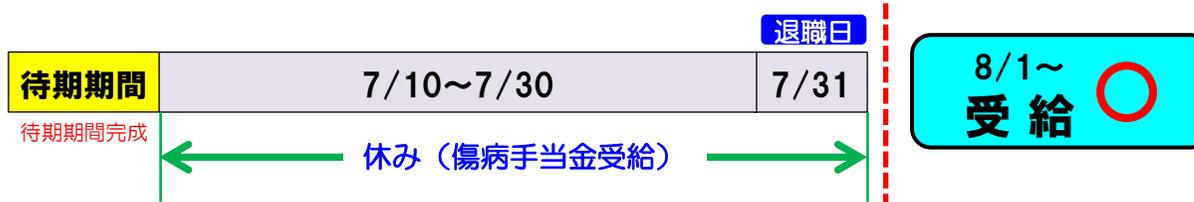
継続給付の例

資格喪失後の
支給要件の2

退職日の前日までに連続して3日以上休んだ期間があり（待期期間の完成）、かつ退職日も休んでいる（出勤扱いでない）こと。

※いずれの例も、退職日までに1年以上継続して健康保険の被保険者期間があるものとします

例1 在職中に傷病手当金を受けていた方が、そのまま7月31日に退職。（7/10～31まで傷病手当金受給）



退職日の前日までに待期期間が完成し、退職日も休んでいるので、**退職後（8月1日以降）も引き続き傷病手当金を受給することができます。**
※老齢退職年金が受けられるときは、支給額の調整（又は停止）が行われます

例2 7月28日から有給休暇を使用しお休みし、そのまま7月31日に退職。



退職日の前日までに3日以上連続して休み（待期期間完成）、退職日も休んでいるので、**退職後（8月1日以降）も傷病手当金を受給できます。**ただし、申請は8月1日からではなく、7月28日から行う必要があります（7月28～30日は待期、7月31日は有給のため不支給となり、翌8月1日から支給となります）。

※老齢退職年金が受けられるときは、支給額の調整（又は停止）が行われます

健康保険法の改正に伴い、**平成28年4月1日分**から以下のとおり変更となりました。

改正前

- 支給金額は休んだ日の標準報酬月額により算定される。標準報酬月額が変更すれば、支給額も変更する。

改正後

- 支給金額は「支給を始めた日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額の平均額」で算定。

制度改正前と改正後の計算方法

改正前の計算方法

★ 1日あたりの金額：休んだ日の標準報酬月額 ÷ 30日 × (2/3)

改正後の計算方法

★ 1日あたりの金額：【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】
÷ 30日 × (2/3)
(※1) (※2)

※当該期間が12ヶ月に満たない場合は、直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額と、全被保険者の平均標準報酬月額（28万円）とを比べて少ない額で算定

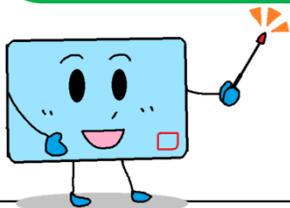
(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

Check !

つまり、傷病手当金の支給開始日から12ヶ月前までの標準報酬月額が確認できる場合は、その12ヶ月間の標準報酬月額の平均額を基にして計算が可能。

逆に、12ヶ月分確認できなければ、確認できる範囲の標準報酬月額の平均と全被保険者の平均標準報酬月額（H29年度は**28万円**）で比べて、低いほうで計算することとなりました。



この考え方が今回の制度改正におけるキーポイントです

計算に使用される標準報酬月額

計算に用いる標準報酬月額の前提条件として以下の通りになっています。

- 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額で計算する。
 - 当該期間が12ヶ月に満たない場合は、以下の2点を比べて少ない額を基に計算する。
 - ・支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - ・支給開始日の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額（H29年度は28万円）
 - 協会けんぽ加入期間であれば通算する（任意継続被保険者期間を含む）※国保や他健保組合は×
- 同一月に2以上標準報酬月額がある場合は、当該月の直近の標準報酬月額（その月最後の時点での標準報酬月額）を使用する。
 - 資格喪失日が支給開始日であれば、退職日の月の標準報酬月額と、それ以前の標準報酬月額を使用する。
- 組合解散により協会けんぽが権利義務の承継を受けた場合は、当該組合期間の標準報酬月額を算定に含める。



=よくあるパターン



=たまにあるパターン



=レアケース



実際に計算してみましょう！

問題1 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間がある場合

例) 登場人物

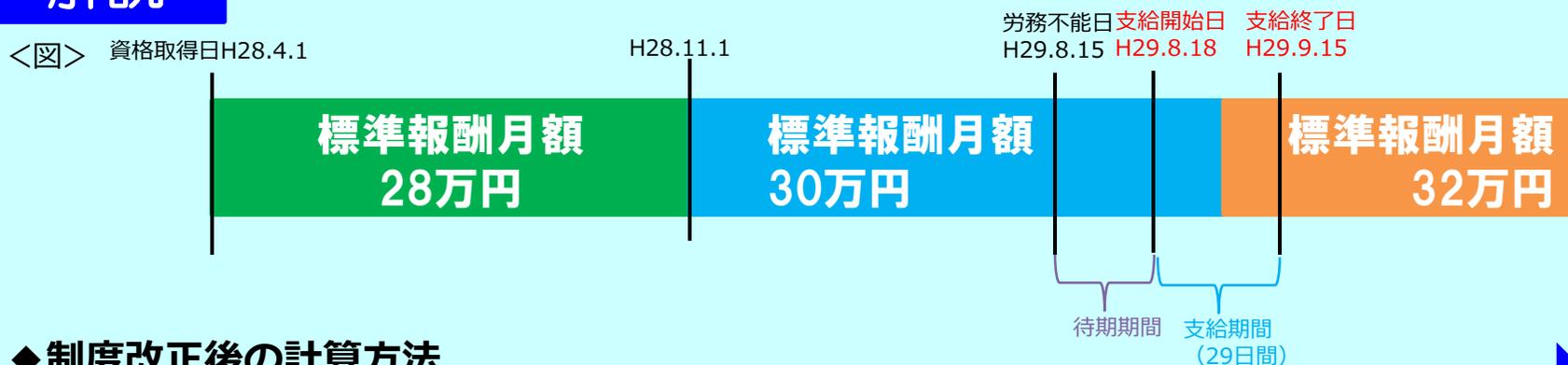
Aさん（平成28年4月1日から甲会社に入社） ※過去被保険者期間なし

標準報酬月額	平成28年4月～平成28年10月	28万円
	平成28年11月～平成29年8月	30万円
	平成29年9月～	32万円

Aさんは平成29年8月15日～9月15日まで、業務外事由による疾病で会社を休みました。休んでいる期間は、会社からの給与は支払われないため、傷病手当金を申請します。支給金額はいくらになるでしょう。

解説

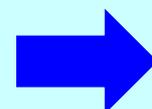
制度改正後の場合、図のように表記することで計算しやすくなります。



◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】

÷30日×(2/3) 次ページへ



解説

計算式に当てはめてみましょう！

◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】
 $\div 30日 \times (2/3)$

(28万円×2ヶ月_(H28.9~10月) + 30万円×10ヶ月_(H28.11月~H29.8月)) ÷ 12ヶ月 ÷ 30日 × (2/3)
(※1) (※2)

= 296,666.66... 円 ÷ 30日 × (2/3)
(※1) (※2)

= 9,890円 × (2/3)
(※2)

= 6,593円

(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

※1の出し方

296,666.66...円 ÷ 30日 = 9,888.88...

1の位を四捨五入(10円単位)すると、9,890円

※2の出し方

9,890円 × (2/3) = 6593.33...

小数点第一位を四捨五入すると、6,593円

後は、日数分を掛け合わせます。

6,593 × 29 = 191,197円
(日額) (日数)

傷病手当金として支給

四捨五入する位に
気を付けてね



補足

制度改正前とどう違うの？

◆制度改正前の計算方法

1日あたりの金額：休んだ日の標準報酬月額 ÷ 30日 × (2/3) × 日数

(※1) (※2)
 (※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入
 (※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

① 8/15～8/31 標準報酬月額 **30万円** ② 9/1～9/15 標準報酬月額 **32万円**

①と②の期間でそれぞれ傷病手当金日額を求める必要があります。

① . . . $30\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) = 6,667\text{円}$ 傷病手当金日額①

② . . . $32\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) = 7,113\text{円}$ 傷病手当金日額②

それぞれの傷病手当金日額を、日数分掛け合わせ合算します。

① **8月の分** (8/18～8/31) ⇒ $6,667 \times 14 = 93,338\text{円}$

② **9月の分** (9/1～9/15) ⇒ $7,113 \times 15 = 106,695\text{円}$

$93,338\text{円} + 106,695\text{円} = \underline{\underline{200,033\text{円}}}$

傷病手当金として支給





問題2 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間がない場合

例) 登場人物
Bさん（平成29年4月1日から乙会社に入社） ※過去被保険者期間なし
標準報酬月額：平成29年4月 30万円

Bさんは平成29年7月1日～8月10日まで、業務外事由による疾病で会社を休みました。休んでいる期間は、会社からの給与は支払われないため、傷病手当金を申請します。支給金額はいくらになるでしょう。

解説

<図> 資格取得日H29.4.1

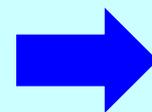


今回のケースを図にすると、上記のようになります。

◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】

÷30日×(2/3) 次ページへ



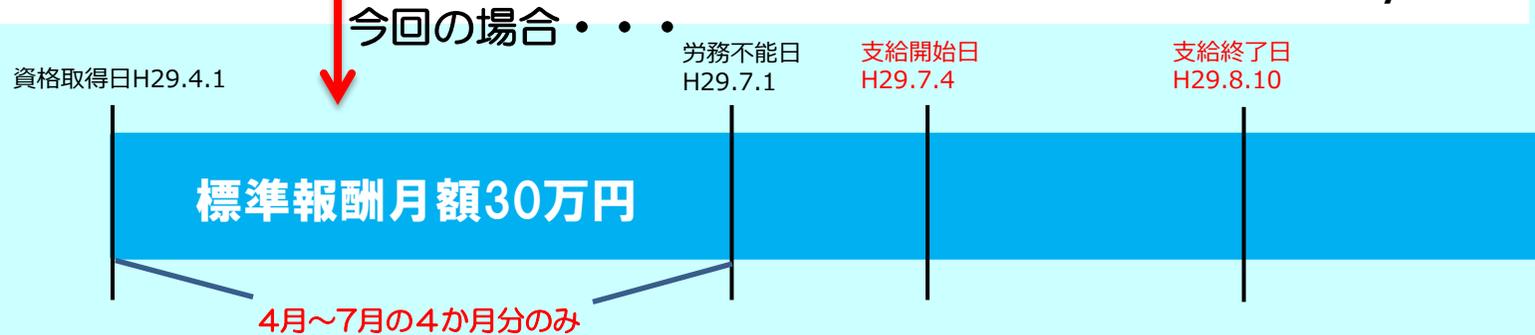
解説

計算式に当てはめてみましょう！

◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】

$\div 30日 \times (2/3)$



支給開始日以前の継続した12ヶ月間の標準報酬月額が無い場合、8Pの考え方を活用します。

<8Pより抜粋>

当該期間が12ヶ月に満たない場合は、直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額と、全被保険者の平均標準報酬月額とを比べて少ない額で算定



解説

実際に計算してみましょう！

直近の継続した各月の標準報酬月額
の平均額

$$(30\text{万円} \times 4\text{ヶ月 (平成29年4月~7月)}) \div 4\text{ヶ月} = 30\text{万円} \dots \textcircled{1}$$

全被保険者の平均標準報酬月額

$$\text{平成29年度は } 28\text{万円} \dots \textcircled{2}$$

①と②を比較すると、②の方が低いため28万円で計算する。

この場合、計算式は

$$28\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) \text{ になります。}$$

(※1) (※2)

計算すると・・・

$$28\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) = 6,220\text{円}$$

(※1) (※2)

後は、日数分を掛け合わせます。

$$6,220 \times 38 = 236,360\text{円}$$

(日額) (日数)

傷病手当金として支給

(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入





問題3 加入期間を通算できる場合（任意継続期間含む）

例)

登場人物

Cさん（平成28年4月1日～8月31日まで甲会社（協会けんぽ））

（平成28年9月1日～15日まで無職（国保））

（平成28年9月16日～ 乙会社（協会けんぽ））

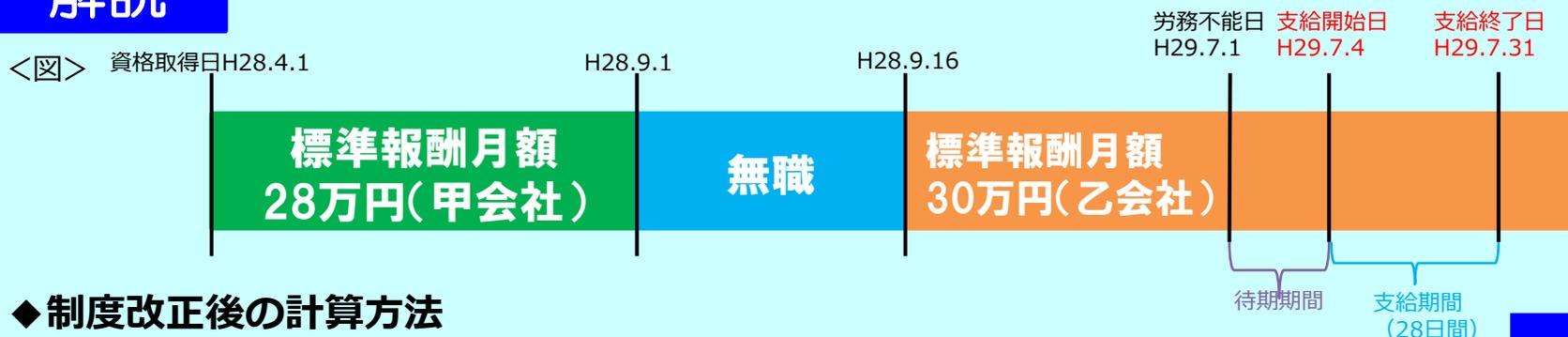
標準報酬月額 平成28年4月～平成28年8月 28万円

平成28年9月16日～ 30万円

Cさんは平成29年7月1日～31日まで、業務外事由による疾病で会社を休みました。休んでいる期間は、会社からの給与は支払われないため、傷病手当金を申請します。支給金額はいくらになるでしょう。

解説

図で表記するとこのようになります。



◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】

÷30日×(2/3) 次ページへ

解説

計算式に当てはめてみましょう！

◆制度改正後の計算方法

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】
÷30日×(2/3)

(28万円×1ヶ月^(H28.8月) + 30万円×11ヶ月^(H28.9月~H29.7月)) ÷12ヶ月 ÷30日×(2/3)
(※1) (※2)

= 6,627円

(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

Point

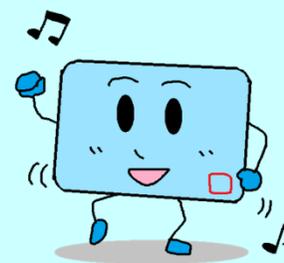
直近12ヶ月の期間で会社は別でも、協会けんぽ加入期間であれば通算できます。

後は、日数分を掛け合わせます。

6,627 × 28 = 185,556円
(日額) (日数)

傷病手当金として支給

通算の部分が重要だね。





では、次の場合は？

例)

登場人物

Dさん（平成28年4月1日～7月31日まで甲会社（協会けんぽ））

（平成28年8月1日～8月31日乙会社（他健康保険組合））

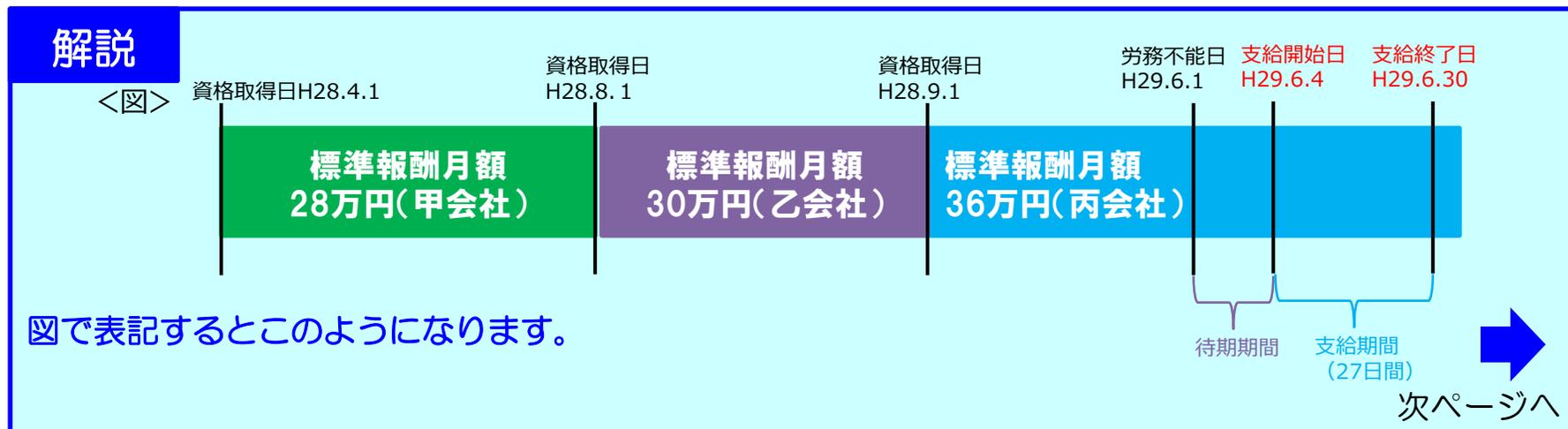
（平成28年9月1日～丙会社（協会けんぽ））

標準報酬月額 平成28年4月～平成28年7月 28万円

平成28年8月～ 30万円

平成28年9月～ 36万円

Dさんは平成29年6月1日～30日まで、業務外事由による疾病で会社を休みました。
休んでいる期間、会社からの給与は支払われないため、傷病手当金を申請すると金額は？



解説

今までの考え方でやると・・・

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】

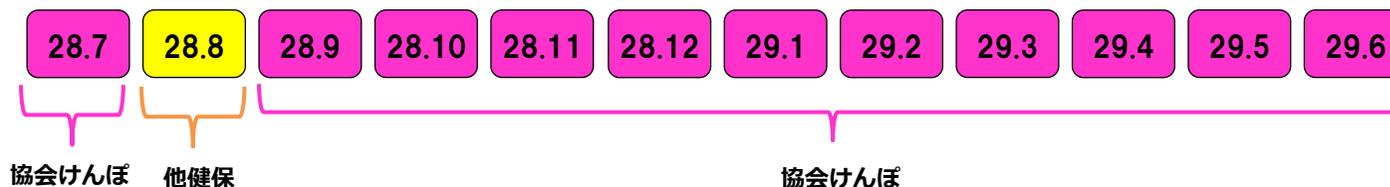
$(28\text{万円} \times 1\text{ヶ月 (H28.7月)} + 30\text{万円} \times 1\text{ヵ月 (H28.8月)} + 36\text{万円} \times 10\text{ヵ月 (H28.9~H29.6月)}) \div 12$

と考えてしまいがちですが、この計算にはなりません。

$(28\text{万円} \times 1\text{ヶ月 (H28.7月)} + 30\text{万円} \times 1\text{ヵ月 (H28.8月)} + 36\text{万円} \times 10\text{ヵ月 (H28.9~H29.6月)}) \div 12$

理由として、**協会けんぽ以外の保険者期間は標準報酬月額として通算できない**からです。

(同一保険者)



Point

過去12ヵ月の期間に、ひと月以上他保険者の期間が混在する(協会けんぽの標準報酬月が無い)場合、通算できない

この場合、平成28年9月～平成29年6月の平均と全被保険者の平均標準報酬月額を比較します。

解説

実際に計算してみましょう！

直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額

$$(36\text{万円} \times 10\text{ヶ月}_{(H28.9\sim H29.6\text{月})}) \div 10\text{ヶ月} = 36\text{万円} \dots \textcircled{1}$$

全被保険者の平均標準報酬月額

$$\text{平成29年度は } 28\text{万円} \dots \textcircled{2}$$

①と②を比較すると、②の方が低いため28万円で計算する。

計算式は、

$$28\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) \text{ になります。}$$

(※1) (※2)

計算すると・・・

$$28\text{万円} \div 30\text{日} \times (2/3) = 6,220\text{円}$$

(※1) (※2)

(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

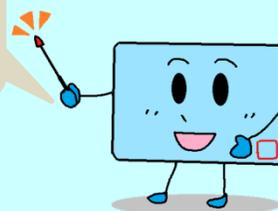
後は、日数分を掛け合わせます。

$$6,220 \times 27 = 167,940\text{円}$$

(日額) (日数)

傷病手当金として支給

この考え方を
忘れずに♪





問題4 同月に2以上の標準報酬月額がある場合

例)

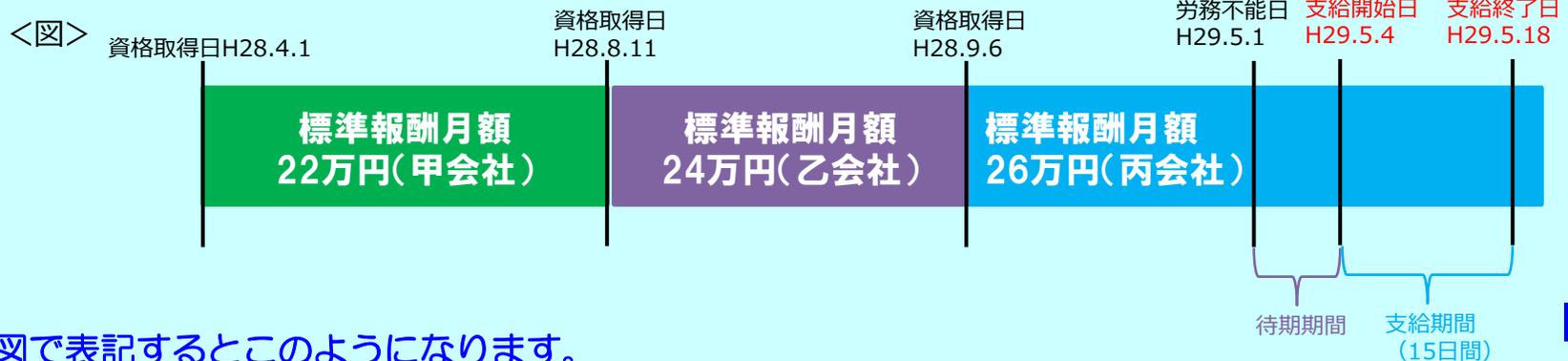
登場人物

Eさん（平成28年4月1日～8月10日まで甲会社（協会けんぽ））
 （平成28年8月11日～9月5日まで乙会社（協会けんぽ））
 （平成28年9月6日～丙会社（協会けんぽ））

標準報酬月額	平成28年4月～8月10日	22万円
	平成28年8月11日～9月5日	24万円
	平成28年9月6日～	26万円

Eさんは平成29年5月1日～18日まで、業務外事由による疾病で会社を休みました。
 休んでいる期間、会社からの給与は支払われないため、傷病手当金を申請すると金額は？

解説



図で表記するとこのようになります。

次ページへ

解説

標準報酬月額を凶解するとこのようになります。



ここで問題となるのは、**どちらの標準報酬月額** を使用して計算するかです。

答えは、「各月において最後に定められた標準報酬月額」を使用します。

今回のケースでは

平成28年8月は、「乙会社の24万円」

平成28年9月は、「丙会社の26万円」を使用することとなります。

【補足】

最後に定められた標準報酬月額に関する考え方は、あくまで支給開始日に属する保険者と同じ場合に適用します。例えば、上記の例で平成28年8月11日～9月5日が他健康保険組合の場合は、平成28年8月は甲会社の22万円、平成28年9月は丙会社の26万円が使用されます。

解説

計算式に当てはめてみましょう！

【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】
÷ 30日 × (2/3)

(22万円 × 2ヶ月_(H28.6~7月) + 24万円 × 1ヶ月_(H28.8月) + 26万円 × 9ヶ月_(H28.9~29.5月)) ÷ 12ヶ月
÷ 30日 × (2/3)
(※1) (※2)

= 5,593円

(※1) 30日で割ったところで1の位を四捨五入

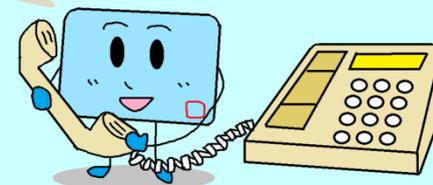
(※2) 2/3で計算して小数点があれば、小数点第1位を四捨五入

後は、日数分を掛け合わせます。

5,593 × **15** = **83,895円**
(日額) (日数)

傷病手当金として支給

ここまで出来たら、後は細かい点を抑えていきましょう！



申請書の記入

1 ページ 被保険者（申請者）記入

健康保険 傷病手当金 支給申請書 (第 1 回) 被保険者記入用



記入方法および添付書類等については、「健康保険 傷病手当金 支給申請書 記入の手引き」をご確認ください。
申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入してください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

①

被保険者情報	記号 被保険者証の (左づめ)	番号	生年月日	年 月 日
	5 4 0 3 0 0 1 3	3 2 0	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	3 9 1 1 1 0 6
	(フリガナ) 氏名・印	ケンポ タロウ 健保 太郎	自署の場合は押印を省略できます。	
	住所 (〒000 - 0000)	千葉	都 道 府 県	〇〇市〇〇 1-1 △△ハイツ 202
電話番号 (日中の連絡先)	TEL 090 (XXXX) XXXX			

①

被保険者がお亡くなりになり、相続人が申請する場合は、相続人の氏名・住所・連絡先を記入してください。ただし、被保険者証の記号番号・生年月日は被保険者の情報を記入してください。

②

振込先指定口座	金融機関 名称	〇〇	銀行 金融 信託 農協 済信 その他	本店 支店 代理店 出張所 本店営業部 本所 支所
	預金種別	1 1. 普通 3. 別段 2. 当座 4. 通知	口座番号	3 2 1 0 1 2 3
	口座名義	ケンポ タロウ	口座名義 の区分	1 1. 被保険者 2. 代理人

②

ゆうちょ銀行の口座へお振込を希望される場合は、振込専用の三桁の漢数字の支店名、預金種別・口座番号を記入してください。

③

受取代理人の欄	被保険者	氏名・印	住所 「被保険者情報の」住所と同じ
	代理人 (口座名義人)	住所 (フリガナ)	被保険者との 関係
	氏名・印	印	

③

被保険者（申請者）名義以外の口座にお振込を希望される場合は、記入・押印が必要です。代理人の印は、被保険者（申請者）とは別の印で押印してください

「被保険者記入用」は2ページに続きます。>>>

被保険者のマイナンバー記載欄
(被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です) マインナンバーを記入した場合は、必ず本人確認書類を添付してください。

社会保険労務士の 提出代行者記載欄	印	受付日付印
様式番号	協会使用欄	
6 0 1 1 4 6	1	



2ページ 被保険者（申請者）記入

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者記入用

①

②

③

被保険者氏名

申請内容

① 傷病名 **鎖骨骨折** 平成 29 年 4 月 11 日
1) つづの記入欄に複数
 2) の傷病名を記入しな
 いでください。 ② 初診日 平成 年 月 日

③ 該当の傷病は病気(疾病)ですか、ケガ(負傷)ですか。 ② 1. 病気 (疾病時の状況)
 2. ケガ → 負傷原因届を併せてご提出ください

④ 療養のため休んだ期間(申請期間) (平成) 年 月 日 から 日数 20
 29 04 11
 29 04 30 日附

⑤ あなたの仕事の内容(具体的に)
(退職後の申請の場合は退職前の仕事の内容) **トラック運転手**

①

傷病名を記入してください（毎回記入が必要です）。

②

ケガによる申請の場合は、「負傷原因届」を併せてご提出ください。

③

- 申請期間の日数に誤りがないようご注意ください。
- こちらの申請期間について、3ページ目の事業主証明、4ページ目の療養担当者（医師）意見を受けてください。
 ※申請期間と療養担当者（医師）が労務不能と認めた期間は、原則一致する必要があります

① 上記の療養のため休んだ期間(申請期間)に報酬を受けましたか、または今後受けられますか。 ① 1. はい 2. いいえ
 「はい」と答えた場合、その報酬の額と、その報酬支払の対象となった(なる)期間をご記入ください。 平成 29 年 4 月 1 日 から 報酬額 〇〇〇〇 円
 平成 29 年 4 月 30 日 まで

② 「障害厚生年金」または「障害手当金」を受給していますか、受給している場合、どちらを受給していますか。 ③ 1. はい 2. 請求中 3. いいえ 「はいの場合」
 「はい」または「請求中」と答えた場合、受給の原因となった(なる)傷病名、基礎年金番号等をご記入ください。
(「請求中」と答えた場合は、傷病名・基礎年金番号をご記入ください。)
 傷病名 基礎年金番号 年金コード
 支給開始地 昭和 平成 年 月 日 年金額 円

③ 「健康保険の資格を喪失した方がご記入ください。」
 若しくは退職を事由とする公的年金を受給していますか。 ③ 1. はい 3. いいえ 2. 請求中 「はいの場合」
 「はい」または「請求中」と答えた場合、基礎年金番号等をご記入ください。
(「請求中」と答えた場合は、基礎年金番号のみをご記入ください。)
 基礎年金番号 年金コード
 支給開始地 昭和 平成 年 月 日 年金額 円

④ 今回の申請は労災保険から休業補償給付を受けている期間のものですか。 ③ 1. はい 3. いいえ 2. 労災請求中 「はいの場合」
 「はい」または「労災請求中」と答えた場合、支給元(請求先)の労働基準監督署をご記入ください。 労働基準監督署

「健康保険 傷病手当金支給申請書」記入の手引き(第1版)を参照してください。

様式番号 601146

「事業主記入用」は3ページに続きます。▶▶▶

全国健康保険協会 協会けんぽ

2/4

4ページ 療養担当者（医師）記入

健康保険 傷病手当金 支給申請書

療養担当者記入用

①

②

③

患者氏名	健保 太郎		
傷病名 (1) 鎖骨骨折 (2) (3)	初診日 (1)平成 29 年 4 月 11 日 (2)平成 年 月 日 (3)平成 年 月 日		
発病または 負傷の年月日 平成 29 年 4 月 11 日	<input type="checkbox"/> 労務 <input checked="" type="checkbox"/> 負傷	発病または 負傷の原因 右肩部強打	
労務不能と 認められた期間 平成 29 年 4 月 11 日から 平成 29 年 4 月 30 日まで 20 日間	うち入院期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	療養費用の別 <input checked="" type="checkbox"/> 健保 <input type="checkbox"/> 公費 <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> その他	転種 <input checked="" type="checkbox"/> 岩瀬 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 転居
診療日数 (入院期間を含む) 4 日	診療日及び入 院していた日 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	上記の期間中に「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく)	
鎖骨を骨折し、4月11日初診。鎖骨バンドで鎖骨を固定。 患部が固定するまで安静とし、固定後はリハビリが必要。 症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見 骨折した患部が固定するまで安静が必要で、固定後もリハビリが必要であったため労務不能と判断した。			
人工透析を継続 または人工臓器 を装着したとき	人工透析の実施または 人工臓器を装着した日 年 月 日	人工臓器等 の種類 <input type="checkbox"/> 人工骨髄 <input type="checkbox"/> 心臓ペースメーカー <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> その他	
上記のとおり相違ありません。	平成 29 年 5 月 10 日	②-1	
医療機関の所在地 千葉県〇〇市〇〇町 1-2-3	医療機関の名称 医療法人社団 △△会 〇〇病院	医師の氏名 保険 次郎	電話 ××× (×××) ××××

① 複数の傷病がある場合は、(1)から主たる傷病名を順次記入し、それぞれの傷病の初診日を記入いただいでください。

② 治療期間ではなく、労務不能と認められる期間とその日数を記入いただいでください。

②-1 労務不能期間は証明日以前の期間に限ります。

③ 症状および経過、労務不能と認められた医学的な所見をできるだけ詳しく記入いただいでください。

記入例

【被保険者の方へ】

- 療養担当者(医師等)の意見を受けてください。

【療養担当者の方へ】

- 複数の傷病名がある場合、(1)から主たる傷病名を順次ご記入ください。
- 左の傷病名について、その傷病の初診の日をご記入ください。
- 治療期間ではなく、療養のため労務できなかったと認められる期間とその日数をご記入ください。また、証明日以前の期間をご記入ください。
- 症状および経過、労務不能と認められた医学的な所見を詳しくご記入ください。

※3か月を超えて証明する場合は、当ページをコピーして超えている部分をご記入ください。

6 0 1 2 4 5

負傷が原因で申請する場合は負傷原因届の提出が必要です

負傷原因届

健康保険 負傷原因届 (被保険者(届出者)・事業主記入用)

記入方法および添付書類等については、「健康保険 負傷原因届 記入の手引き」をご確認ください。
届書は、届書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

被保険者情報

被保険者証の記号 (左の欄) 54030013 番号 320 生年月日 年 月 日 昭和 391106 平成

氏名・印 (フリガナ) ケンポ タロウ (健康印) 健保 太郎 自署の場合は押印を省略できます。

住所 (〒 000-0000) 千葉 県 〇〇市〇〇 1-1
電話番号 (日中の連絡先) TEL 090(XXXX)XXXX 〇〇市〇〇 1-1
△△ハイツ 202

被保険者または負傷した方が記入してください

① 負傷した方 被保険者 被扶養者 (氏名)

② 負傷した方の勤務形態
 正社員、契約、派遣、パート、アルバイト
 請負、法人の役員、ボランティア、インターンシップ等
 無職
 その他 ()
労災保険に特別加入していますか。
 特別加入している
 特別加入していない

傷病名 鎖骨骨折

負傷日時 平成 29 年 4 月 11 日 午前・ 午後 8 時頃

負傷した時間帯(状況) 勤務時間中 勤務日の休職中 出勤中 私用中 その他 ()
 通勤途中 (出勤 退勤 / 寄り道等有り 寄り道等無し)

負傷場所 会社内 路上 駅構内 自宅 その他 ()

負傷原因 交通事故 暴力(ケンカ) スポーツ中 (競技行事 観場行事以外)
 動物による負傷 (飼い主: 有 無)
 あてはまらない

上記にあてはまる原因がある場合、相手はいますか。また、その場合は、あなたは被害者ですか、加害者ですか。
 相手: 有 あなたは被害者 あなたは加害者
 無 あなたは被害者 あなたは加害者
※相手がいる負傷の場合は「第三者行為による傷病届」の届出が必要です。

② 負傷した時の状況を具体的に記入してください。 ジョギング中、段差につまづいて転倒した際、右肩のあたりを強打し負傷した。

治療経過 平成 29 年 4 月 30 日現在 治癒 治療継続中 中止
 治療期間 平成 29 年 4 月 11 日 から 平成 年 月 日まで

事業主情報

業務災害及び通勤災害の場合のみ事業主の記入を受けてください。

事業所の労災適用 有・無 社員総数 名 事業内容

業務(通勤)災害 該当の確認 有・無 「無」の場合、その理由

事業所所在地 (〒) 業務災害 通勤災害
上記、本人の申し立てのとおり 業務災害 通勤災害
 に相違ないことを認めます。

事業所名称 (印)

事業主氏名 (印)

電話番号 ()

受付日付印

様式番号 協会使用欄

全国健康保険協会 協会けんぽ 1/1

負傷（ケガ）が原因で申請する際は、傷病手当金支給申請書に併せて「負傷原因届」のご提出が必要となります。

① 負傷原因が第三者によるものの場合、「第三者行為による傷病届」のご提出が必要となります。詳しくは、協会けんぽ千葉支部までお問い合わせください。

② 負傷（ケガ）された時の状況を、なるべく詳しく記入してください。

申請書提出前にご確認をお願いいたします

☑ 申請期間は経過していますか？

➡ 未来に向かっての申請はできません。申請期間経過後に医師の証明をもらい、申請期間を含む賃金計算期間の締日後に勤務状況等の証明をし、ご提出ください。

☑ 申請期間の合計日数に誤りはありませんか？

➡ 被保険者（申請者）記入欄、医師証明欄の期間の合計日数を再度ご確認ください。

例 平成29年4月11日から平成29年4月30日まで~~19~~日間 ➡ ○ 20日間

☑ 訂正箇所には訂正印を押印していますか？

➡ 訂正箇所は二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。訂正箇所には訂正印の押印が必要となります。

※被保険者（申請者）記入ページは被保険者（申請者）の印、事業主記入ページは事業主印、医師記入ページは医師の印でそれぞれ訂正してください。